2.5　採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮することの要請よりも能力を優先する。

2.6　国際事務局長は、職員のＰ４からＤ２までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。

3　さらに、国際事務局長は、次の権限を有する。

3.1　連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手続において仲介者として行動すること。

3.2　大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。

3.3　郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。

3.4　連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。

3.5　連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。

3.6　策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するために措置をとること。

3.7　管理理事会又は郵便業務理事会に対し、意見及び議案を提出すること。

3.8　大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従って、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。

3.9　管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案を作成すること。

3.10　管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であって次回の大会議に提出されるものを作成すること。

3.11　削除

3.12　次の者の間の関係において仲介者として行動すること。

3.12.1　連合と限定連合との間

3.12.2　連合と国際連合との間

3.12.3　連合と連合にとって関心のある活動を行っている国際機関との間

3.12.4　連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間

3.13　連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。

3.13.1　連合の機関の活動の準備及び組織

3.13.2　書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布

3.13.3　連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営

3.14　連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もっとも、代理を出すことができる。

第十四条

一般規則第百三十二条を次のように改める。

第百三十二条　情報、意見、文書の説明及び改正の請求、照会並びに清算への関与

1　国際事務局は、管理理事会、郵便業務理事会、加盟国及びその指定された事業体に対し、要請があったときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。

2　国際事務局は、特に、郵便業務に関する全ての種類の情報を収集し、整理し、発行し、及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明し、又は紛議の解決のための業務を提供すること（紛議の解決のための業務は、有償で、かつ、管理理事会が採択する関連する手続に従って提供するものとする。）、連合の文書の説明及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によって同事務局に割り当てられ、又は連合のために同事務局が行うよう指示された研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。

3　国際事務局は、また、加盟国及びその指定された事業体の請求に基づき、特定の問題についての他の加盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体の意見を知るために照会を行う。照会の結果は、賛否の表明としての性質を有するものではなく、また、いずれの加盟国及びその指定された事業体も拘束するものではない。

4　国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機関として仲介を行うことができる。

5　国際事務局は、連合の文書又は決定に従って自己の任務を遂行するために加盟国又はその指定された事業体から提供された営業上の情報の秘密性及び保護を確保する。

第十五条

一般規則第百三十八条を次のように改める。

第百三十八条　大会議への議案の提出の手続

1　加盟国による大会議への全ての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手続による。

1.1　大会議の開会日の四箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。

1.2　編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ四箇月の期間は、受理されない。

1.3　実質的な議案であって大会議の開会日の四箇月前から三箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。

1.4　実質的な議案であって大会議の開会日に先立つ三箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。

1.5　議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。